

「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第9条第3号及び第11条第1項に定める「知事が別に定める重大な不具合」の指定

「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」(以下「要綱」という。)第9条第3号及び第11条第1項に定める「知事が別に定める重大な不具合」は、下記に掲げるものとする。

記

建築基準法施行令第67条第2項の規定に基づく、平成12年5月31日建設省告示第1464号に規定されるもののうち、次の1から6に掲げるもの並びに設計図書と異なる種類の溶接継目

1 柱継手の食い違いで、下記表に示すもの

表

構造種別	範囲	数値	備考
S造	t ≤ 15	$t / 3 < e_{km}$	tは接合される部材をいい、 e_{km} は接合される相互の誤差をいう。 詳細については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」の提案による。
	t > 15	$t / 3$ 又は $12\text{ mm} < e_{km}$	
SRC造 CFT造	t ≤ 15	$t / 2 < e_{km}$	
	t > 15	$t / 2$ 又は $18\text{ mm} < e_{km}$	

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構[(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会]・編集：食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会[委員長：森田 耕次 千葉大学教授]・監修：独立行政法人 建築研究所]を参考にされたい。

2 通しダイアフラムと梁フランジの継手の食い違いで、下記表に示すもの

表

範囲	数値	備考
t ≤ 15	$t / 3 < e_{km}$	tは接合される部材をいい、 e_{km} は接合される相互の誤差をいう。 詳細については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」の提案による。
t > 15	$t / 3$ 又は $9\text{ mm} < e_{km}$	

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構[(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会]・編集：食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会[委員長：森田 耕次 千葉大学教授]・監修：独立行政法人 建築研究所]を参考にされたい。

3 軸方向継手の食い違いで、下記表に示すもの。

表

構造種別	範囲	数値	備考
S 造	t ≤ 15	$t / 3 < e_{km}$	t は接合される部材をいい、 e_{km} は接合される相互の誤差をいう。 詳細については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」の提案による。
	t > 15	$t / 3$ 又は $12 \text{ mm} < e_{km}$	
SRC 造	t ≤ 15	$t / 2 < e_{km}$	
	t > 15	$t / 2$ 又は $18 \text{ mm} < e_{km}$	

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構〔(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会]・編集：食い違いずれの検査・補強マニュアル作成委員会〔委員長：森田 耕次 千葉大学教授]・監修：独立行政法人 建築研究所]を参考にされたい。

4 柱貫通形式仕口部の梁フランジと内ダイアフラム（又は水平リブ）のずれで、下記表に示すもの。

表

数値	備考
柱フランジ板厚 > 梁フランジ板厚 $t / 2$ 又は $12 \text{ mm} < e_{zm}$	t は接合される部材をいい、 e_{zm} は接合される相互の誤差をいう。 詳細については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」の提案による。
柱フランジ板厚 ≤ 梁フランジ板厚 $t / 3$ 又は $10 \text{ mm} < e_{zm}$	

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構〔(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会]・編集：食い違いずれの検査・補強マニュアル作成委員会〔委員長：森田 耕次 千葉大学教授]・監修：独立行政法人 建築研究所]を参考にされたい。

5 梁貫通形式仕口部の柱フランジ（鉛直リブ）のずれで、下記表に示すもの。

表

構造種別	数値	備考
S 造	通しダイアフラム板厚 > 柱フランジ板厚 $t / 2$ 又は $12 \text{ mm} < e_{zm}$	t は接合される部材をいい、 e_{zm} は接合される相互の誤差をいう。 詳細については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」の提案による。
	通しダイアフラム板厚 ≤ 柱フランジ板厚 $t / 3$ 又は $10 \text{ mm} < e_{zm}$	
SRC 造 CFT 造	通しダイアフラム板厚 > 柱フランジ板厚 $3t / 4$ 又は $18 \text{ mm} < e_{zm}$	
	通しダイアフラム板厚 ≤ 柱フランジ板厚 $t / 2$ 又は $15 \text{ mm} < e_{zm}$	

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構〔(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会]・編集：食い違いずれの検査・補強マニュアル作成委員会〔委員長：森田 耕次 千葉大学教授]・監修：独立行政法人 建築研究所]を参考にされたい。

6 溶接部のわれ

附則

- 1 この規定は、平成 15 年 8 月 1 日から適用する。

建築関係団体 殿

東京都都市計画局
市街地建築部長 野本 孝三

「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第9条第3号及び第11条第1項に定める「知事が別に定める重大な不具合」の指定について（通知）

日頃、東京都の建築行政の運営にご協力いただき、厚く感謝いたしております。

さて、このたび東京都では、標記に示す「知事が別に定める重大な不具合」について、別記1のとおり指定したので、お知らせします。

この中で指定した食い違い等の数値については、(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会が設立した、「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会」(委員長：森田 耕次 千葉大学教授)で提案された内容を参考にしました。

指定した数値等の用語の定義及び適用する部位、計測方法等については「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を参考にさせて頂きたいと思えます。

なお、指定した以外のブレース、セットバック等の取り扱いについては同マニュアルに示すものとします。

このマニュアルにはこのほか、これまで明確にされていなかった、受け入れ検査に関する手順、計測方法及び告示第1464号のただし書きに基づく補修可能な範囲等についても明記されていますので、貴団体会員の方々への周知方お願いいたします。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「食い違いずれの検査・補強方法マニュアル」[発行：鉄骨製作管理技術者登録機構〔(社)鉄骨建設業協会、(社)全国鉄構工業協会〕・編集：食い違いずれの検査・補強方法マニュアル作成委員会〔委員長：森田 耕次 千葉大学教授〕・監修：独立行政法人 建築研究所]

問合せ先
東京都都市計画局市街地建築部
建築企画課建築防災係 大熊・松本
03 - 5388 - 3362
fax 03 - 5388 - 1356